

# 尾道市の財政の健全度についてお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成25年度決算に基づく「健全化判断比率」「資金不足比率」を公表します。

今回算定した各比率は、すべて国の基準を下回っており、市の財政は概ね健全であると言えます。行財政改革の着実な推進や緊急性・必要性を踏まえた公共事業の執行などの取り組みにより、引き続き持続可能な財政運営に努めていきます。

☎財務課(☎0848-38-9323)

## 健全化判断比率

指標	内容	尾道市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	標準財政規模(※1)に対する一般会計等(※2)の赤字の割合	赤字なし (赤字なし)	11.57%	20.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に対する全会計の赤字の割合	赤字なし (赤字なし)	16.57%	30.0%
実質公債費比率	標準財政規模に対する公債費(※3)の割合	9.0% (9.4%)	25.0%	35.0%
将来負担比率	標準財政規模に対する市が将来負担すべき負債の割合	58.6% (63.1%)	350.0%	

下段( )は前年度

※1 標準財政規模 地方公共団体が標準的な行政サービスを提供するために必要な一般財源(使途の定めのない財源)の大きさ。

※2 一般会計等 一般会計に港湾事業特別会計、夜間救急診療所特別会計、救護施設特別会計を加えたもの。

※3 公債費 地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金。

## 資金不足比率

指標	内容	尾道市の比率	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	公営企業ごとの収入に対する赤字額の割合	全会計赤字なし (全会計赤字なし)	20.0%	

下段( )は前年度

### ●早期健全化基準・経営健全化基準を超えた場合は…

議会の議決を経て財政健全化計画を策定し、計画的に健全化に取り組むことが義務付けられます。

### ●財政再生基準を超えた場合は…

財政破綻の状態と判断され、議会の議決を経て財政再建計画を策定し、国の指導監督の下で健全化に取り組むことが義務付けられます。

【お詫びと訂正】 広報おのみち9月号財務課の記事の事業名に誤りがありました。お詫びして訂正します。

●10頁:平成25年度の主な事業【誤】林芙美子・小津安二郎生誕100年記念事業

【正】林芙美子・小津安二郎生誕110年記念事業

## 緊急避難場所看板を設置しました

公園や学校のグラウンド等、市内103カ所に設置しました。

「緊急避難場所」とは、災害が発生する恐れがある時や災害発生時に緊急的に避難し、身の安全を確保する場所です。災害の種類や規模によっては使用できない場合がありますので、必ず確認し、災害状況に応じて避難しましょう。

また、このほかにも自宅近くの広場や高台など安全な場所を把握しておきましょう。

※関連記事が32頁にあります。 ☎総務課(☎0848-38-9216)





### 法務局からのお知らせ 山林や原野などの『山地番』 を順次変更します

**平成26年度の実施区域** 向島町、向島町岩子島、向島町立花、因島土生町、因島中庄町、瀬戸田町中野

**地番変更の方法** 実施区域の山地番に、それぞれ20000を加算(例:211番 → 20211番)

※地番変更を実施した場合、法務局から登記簿に記録されている所有者の住所宛てに地番変更通知書を送付します。手続きは特にありませんが、通知書は大切に保管してください。

※変更前の地番を住所として登録している場合については、地番変更により、変更後の地番が新しい住所に

なります。住民票の変更手続きについては、職権にて修正しますので、市役所に届出は不要です。所有者以外の世帯員および所有者名義の不動産にお住まいの借地人や借家人の住所についても同様です。

※変更前の地番を戸籍の本籍地としている場合については、自動的には変更されないの、戸籍の本籍地の変更を希望する場合には、本籍地の変更を市に申し出ることができます。

#### ☎【登記に関する問い合わせ】

広島法務局民事行政部不動産登記部門(☎082-228-5741)

#### 【住民票・戸籍に関する問い合わせ】

市民課(☎0848-38-9102)  
因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

### 広島県収入証紙の販売を終了します

県では、10月末で収入証紙を廃止することになりました。それに伴い、市での収入証紙の販売は、10月31日(金)で終了します。

お手持ちの収入証紙は、各窓口で現金(または納付書)による手数料納付への切換え後一年間は使用できます。

使えなくなった収入証紙は広島県会計総務課で平成31年10月31日(木)まで買戻し(収入証紙の返還と代金の還付)をします。収入証紙の買戻し手続きについては、広島県会計総務課にお問い合わせください。

#### ☎広島県会計総務課

(☎082-513-2112)

## 「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」の申請はお済みですか

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を受給するためには、申請が必要です。

書類に不備や不足があると支給できなくなる場合がありますので、早めに郵送または下記受付場所にて申請してください。

なお、申請書は6月下旬から7月上旬までの間に支給対象となる可能性のある人へ発送していますが、申請書が届いていない、書き方が分からないなどありましたらお問い合わせください。

**提出期限** 平成27年1月5日(月)(消印有効)

**受付場所** 「臨時福祉給付金窓口」(社会福祉課)、「子育て世帯臨時特例給付金窓口」(子育て支援課)、各支所(因島総合支所、御調・向島・瀬戸田・浦崎・百島支所、向東出張所)

**提出書類** 申請書、申請に必要な添付書類(本人確認書類・通帳の写しなど)

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
支給対象者	平成26年1月1日時点で尾道市に住民登録があり平成26年度の市県民税(住民税)が課税されていない人 ただし、次の人を除きます。 ・市県民税が課税されている人の扶養親族等 ・生活保護を受けている人 など	平成26年1月1日時点で尾道市に住民登録があり、平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している人で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人 ただし、次の児童を除きます。 ・臨時福祉給付金の対象児童 ・生活保護を受けている児童
支給額	支給対象者一人につき1万円 支給対象者のうち次の加算対象者は一人につき5千円を加算 加算対象者 ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者 ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者	支給対象児童一人につき1万円

※平成26年度の税の申告等が済んでいない場合は、支給対象者となるかどうかの判断ができませんので、申請を受け付けられない場合があります。

※平成26年1月2日以降に尾道市に転入した人は、前住所地への申請になります。

☎臨時福祉給付金(社会福祉課)(☎0848-37-3600)

子育て世帯臨時特例給付金(子育て支援課)(☎0848-38-9112)



「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を装った”振り込め詐欺”や”個人情報の詐取”にご注意ください。

**広島県収入証紙廃止に伴う  
旅券関係手数料徴収方法の変更**

11月4日(火)からこれまでの収入証紙納付分は旅券交付窓口で現金納付となります。

一年間(平成27年10月30日(金)まで)は、経過措置として、広島県収入証紙による納付も可能です。

ただし、収入証紙と現金の組み合わせによる納付はできません。  
(例)収入証紙分手数料2,000円について、お手持ちの収入証紙1,000円に現金1,000円を足して納付することはできません。

収入印紙での納付分については、従来どおりです。

●市民課(☎0848-38-9150)  
因島総合支所市民生活課  
(☎0845-26-6208)

**木造住宅の耐震診断・改修費補助の申請受付中!**  
~耐震診断の申込期間を1カ月延長しました~

市では、地震に強い安全なまちづくりを目指して、木造住宅の耐震診断費用を上限2万円まで、耐震改修にかかる工事費用の一部を上限30万円まで補助します。

**対象となる住宅** 木造2階建以下で、昭和56年5月31日以前に着工された住宅

※詳しくは、広報おのみち9月号14頁をご覧ください。

**申込期限** ●耐震診断12月1日(月)  
●耐震改修10月31日(金)

※診断か工事が平成27年1月31日(土)までに完了できるもの。

※尾道市建築士会のご協力で、今なら耐震診断が自己負担1万円(税抜)で受けられます。ただし、数に限りがあります。また、規模や条件により負担金が増える場合があります。

●建築指導課(☎0848-38-9245)

**清掃**

~毎月1日は「門前清掃の日」です~

【尾道・御調・向島地区】●清掃事務所 (☎0848-48-2900)  
【因島地区(原・洲江含む)】●南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)  
【瀬戸田地区】●南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

もんぜんせいそう  
**毎月1日は「門前清掃の日」です**

市では、「門前清掃の日」と名付けた環境美化への取り組みを行っています。

門先清掃(かどさきせいそう)とも言われるこの活動は、自宅の門先や会社の周りなどを、定期的(毎月1日)にボランティアで清掃しようというものです。

市民の皆さんに広く浸透し、市内全域で一斉に行われる大きな活動に広がればと思っています。

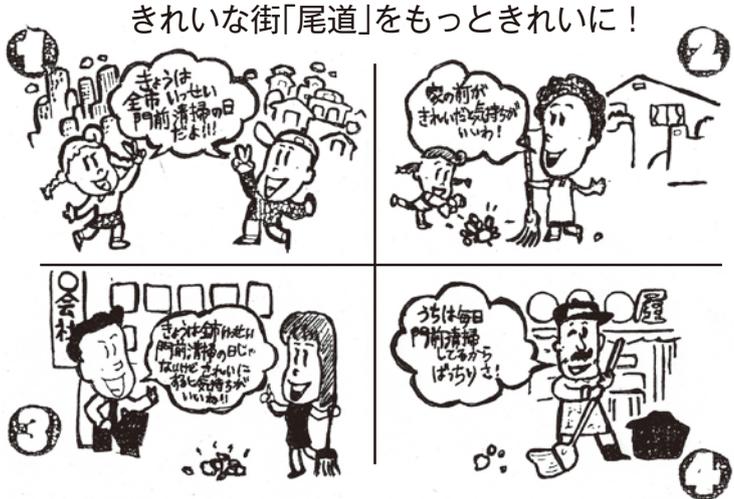
**「祝日」のごみ収集について11月3日(月)文化の日は、燃やせるごみが月・木曜の地域です。**

※燃やせるごみ以外の収集はお休みです  
※ごみの持込受付はありません。

10月の休日のごみ持込受付は26日(日) 8:30~12:00です。(詳しくはお問い合わせください)

**尾道地域 秋のシティクリーニングの持ち込みについて**

日時 10月19日(日) 8:30~12:00 実施する地区は直接、尾道市クリーンセンター(仮置き場)へ持ち込んでください。



**環境資源リサイクルセンター**

(☎0848-48-2212) 10:00~16:30/月・祝日休館

10/22(水) 10:15~12:00	<b>トールペイント初心者コース</b> 費用:300円 定員:10人 持参物:エプロン	出張販売
10/22(水) 13:30~14:30	<b>EMボカシ・EM活性液講習会</b> 費用:無料 定員:10人 持参物:米のとぎ汁(活性液)	11/1(土) 市民センターむかいしま(10:00~15:00) 11/12(水) 瀬戸田市民会館前駐車場(10:30~15:00) 11/14(金) 道の駅クロスロードみつぎ(10:00~15:00) 11/15(土) 芸予文化情報センター(10:00~12:30) 11/21(金) ゆきひろメイト店(9:00~14:30)
10/26(日) 13:30~	<b>イスの布カバー張り替え教室・自転車かんたん修理教室</b> 費用:100円(イス)、実費(自転車) 定員5人 持参物:イスの張り替え用布、修理用自転車など	<b>リサイクル教室「干支の小物をつくろう」</b> 費用:350円 持参物:裁縫道具 時間:向島、御調、メイト10:30~ 瀬戸田13:15~ (因島の教室はありません)
10/31(金) 10:15~12:00	<b>ブリザーブドフラワーでつくる一年中飾れるクリスマスリース</b> 費用:1,100円 定員:10人 持参物:はさみ	<b>【感謝セール】【全館半額セール】</b> 10月19日(日) ※一部対象外の商品もあります。 ~10月20日は、ひとまわりふたまわりでリサイクルの日です~
11/6(木) 13:30~	<b>ダンボールコンポスト講習会</b> 費用:600円 定員:10人 持参物:ダンボール2個	【各教室の申込み、問い合わせ先】 環境資源リサイクルセンター ☎0848-48-2212
11/7(金) 10:30~12:00	<b>天ぶら油で石けんをつくろう</b> 費用:200円 定員:10人 持参物:ビニール手袋、エプロン	
11/9(日) 9:00~15:00	<b>フリーマーケット</b> ※開催場所は、おのみち市民健康まつり会場内。 (出店者募集) 出店料:1区画1,000円 募集店数:7店	

■料金表示のないものは参加無料です。 ☎電話 FAXファクス 電子メール ホームページ 申込み先 問い合わせ先